

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	19
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html">http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html</a>

執行機関名 荒川区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(教習費助成)
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第8の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この事業は、心身障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、心身障害者の日常生活の利便性の向上及び生活圏の拡大を図り、もってこれらの者の福祉の増進に資することを目的とする

独自利用事務の関連規範		荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱 第6条
-------------	--	------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱 第6条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う心身障害者自動車運転教習費助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱 第5条(2)
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者(身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上を有する者。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、歩行が困難な者)に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号	荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱 第9条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う心身障害者自動車運転教習費助成の申請に係る事実についての変更に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 イ	荒川区心身障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱 第5条(2)
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者、障害児の保護者又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者(身体障害者手帳3級以上又は愛の手帳4度以上を有する者。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、歩行が困難な者)に係る市町村民税に関する情報
備考		